

花卷市教育大綱

平成 28 年 3 月

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成 27 年 4 月に新しい教育委員会制度がスタートし、市長が設置者となる「総合教育会議」が開催され、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、これまで以上に民意を反映した教育行政の推進に取り組んでいます。

また、この法改正では、首長に教育の振興に関する施策の大綱を策定することが義務付けられましたことから、「総合教育会議」において、教育委員会と教育施策全般に係る意見交換を行うとともに、新たに策定した平成 28 年度を計画初年度とする「第 2 期花巻市教育振興基本計画」の内容を踏まえ、ここに「花巻市教育大綱」を策定いたしました。

教育は、市政にとって極めて重要な「まちづくり」の根幹である「人づくり」を担うものであり、市民一人ひとりが、主体的に学びあう姿勢をもつことが重要であり、それが本市の未来を創る子どもたちの健やかな成長につながるものと確信しています。

本市教育が有する 3 つの特長である、「進取の気風、自己研鑽、教育に対する高い意識」「豊かな自然、多様な文化施設などの恵まれた教育環境」「教育振興運動により育まれた地域の教育力」を存分に生かし、市民の皆さんと一丸となって教育の充実と発展に取り組んでまいります。

花巻市長 上 田 東 一

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき策定します。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

3 期間

教育大綱の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。

4 基本目標及び政策分野別基本方針

本市が教育行政を通じて実現させようとする「基本目標」及び「政策分野別基本方針」は、多くの市民の声を反映し策定した、「花巻市まちづくり総合

計画」における「人づくり」分野と、「第2期花巻市教育振興基本計画」に掲げた内容と同一とします。

【基本目標】

「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」
～すべての市民が学び合い、たくましく生き抜く強さと、
思いやりの心を育む“人づくり”をめざして～

【政策分野別基本方針】

(1) 子育て環境の充実

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

目標とする「市の姿」と「市民の姿」を実現する“人づくり”の第一歩として、「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」を育成する子育て環境をつくりまします。

(2) 学校教育の充実

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

市の将来を担う子どもたちの「郷土への愛着」「丈夫な体」「深い知性」「豊かな心」を育む学校教育環境をつくりまします。

(3) 生涯学習の推進

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

すべての市民が生涯を通じて学び合いながら、広い視野を持って、まちづくりに取り組む環境をつくりまします。

(4) スポーツの振興

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ元気に活動するまち」

すべての市民が、スポーツを通じて、健康で元気な生活の基本となる「たくましい体と心」を手にするのできる環境をつくりまします。

(5) 芸術文化の振興

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

すべての市民が、地域について学び、芸術や文化に親しむ取り組みを通じて、「郷土愛」と「豊かな心」を育む環境をつくります

5 政策分野別の重点方針

基本目標と基本方針を踏まえ、関係部署が連携を図り、施策を推進してまいります。特に重点的な取り組みが必要なものを次のように定め、着実な進展を図ってまいります。

(1) 子育て環境の充実

- 少子化が進行する中、本市の次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、子育てを行う環境の充実を図る必要があることから、親が安心して子育てを行うことができるようにするため様々な支援を行います。
- 就学前教育の充実を図り、子どもたちが、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができる基盤づくりを進めます。
 - ◆子ども・子育て支援事業計画の推進による子育て支援の充実に努めます
 - ◆基本的な生活習慣の定着を促進するため、家庭教育力の向上に努めます
 - ◆就学前プログラムの推進による就学前教育の充実に努めます

(2) 学校教育の充実

- 各小中学校が、児童生徒の実態や課題を的確に捉え、小中連携の強化を図りながら、「家庭や地域と連携した学校づくり」や「チーム学校」の概念のもと、「知・徳・体」のバランスのとれた活力ある児童生徒の育成を目指します。
- 学校運営においては、目標達成型の「いわて型コミュニティスクール構想」をより一層推進し、経営マネジメントの工夫による、創意と調和に満ちた教育課程の編成や特色ある教育活動を推進し、児童生徒がゆとりをもって楽しく学習に取り組める環境の構築による学力の向上を図ります。
- いじめへの対応については、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校全体がチームとして機能することで、未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、子どもたちに「命の大切さ」を伝える教育活動を通じて、「自己肯定感」や「自己有用感」を高める取り組みを推進します。
- 適切な学校評価の実施と積極的な情報公開に取り組み、保護者や地域と連携した学校運営の充実を図ります。
 - ◆花巻市学力向上アクションプランを推進し、全国や県と同等かそれ以上の学力を有する小学生に比して低い状況にある中学校の学力向上に努めます。

- ◆家庭と連携した健やかな体づくりの推進による体力の向上に努めます
- ◆命の尊厳に向き合う教育を通じて豊かな人間性の育成に努めます
- ◆個に応じた支援体制の充実に努めます
- ◆ソフト・ハードの両面から教育環境の充実に努めます

(3) 生涯学習の推進

- 市民一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、心豊かでより充実した生活を送ることができる生涯学習社会を実現するため、市民の価値観の多様化やそれに伴うニーズの複雑化に対応した、市民が生涯にわたり主体的に学習できる環境の整備を推進します。
- ◆地域で学び合う体制の整備による生涯学習の充実に努めます
- ◆家庭・地域における青少年健全育成の推進に努めます
- ◆グローバル社会に対応できる市民の育成により国際化の推進に努めます

(4) スポーツの振興

- スポーツは健康維持と体力の向上のみならず、座学では養えない社会性や礼節等を体得するための営みでもあることから、元気でたくましい子どもと、生涯にわたって健康でスポーツに親しむ市民を育成することを目指し、多種多様なスポーツの振興を図ります。
- ◆楽しくスポーツに取り組める環境づくりを通じて生涯スポーツの推進に努めます
- ◆高度な技能を有する指導者の養成やスポーツイベントの積極的な開催を通じて、競技スポーツの推進に努めます

(5) 芸術文化の振興

- 宮沢賢治や萬鉄五郎をはじめとする多くの先人の事績や早池峰神楽、鹿踊等の郷土芸能、さらには県内有数の埋蔵文化財包蔵地などの有形・無形の文化財を価値あるものとして後世に伝えていくために、その保護はもちろんのこと、学校や文化・観光施設との連携による有効活用を図ります。
- ◆各種イベントの開催等を通じて芸術文化活動の推進に努めます
- ◆先人に関連した企画展示等の実施により先人の顕彰に努めます
- ◆郷土芸能等の伝承活動の支援を通じて民俗芸能の伝承に努めます
- ◆計画的な調査と保存活動の推進により文化財の保護と活用に努めます



平成 28 年 3 月 花巻市教育委員会事務局 教育部教育企画課
〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割 161 番地
TEL 0198-45-1311 FAX 0198-45-1321
URL <http://www.city.hanamaki.iwate.jp>